

環境コンプライアンス

事業活動に適用される環境法令の要求事項に基づき、環境コンプライアンスを徹底しています。

省エネ法

事業活動において「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（省エネ法）」が定める特定事業者（年間エネルギー使用量が原油換算で1,500kL以上）に該当することから、同法の努力目標である「エネルギー消費原単位を中長期的に見て年平均1%改善」に取り組み、行政へ定期的に報告しています。

2016年度から開始された省エネ法「事業者クラス分け評価制度」においては、当社（富士通フロンティック株式会社）は、同制度開始時から9年連続で「Sクラス（優良事業者）」の評価を受けています。

フロン排出抑制法

「フロン排出抑制法」（2015年4月施行）に基づき、フロン類漏えい量の算定を含めた第一種特定製品の適正な管理ができるよう、管理統括部門を設置するなど社内体制を構築・運用し対象製品の保有部門においては簡易点検などの要求事項の履行を徹底し、フロン類の漏えいによる温室効果ガス（GHG）の発生を抑制するよう努めています。

廃棄物処理法

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）」が定める排出事業者責任の下、同法が要求する委託基準などに基づき、産業廃棄物（産廃）を適正に処理するとともに、減量に努めています。具体的には、グループ全体で電子マニフェストを採用し産廃の引渡し～最終処分完了まで確実に監視、再資源化の促進を目的に同法が定める産廃の種類よりも細かく分別するなど、排出事業者として努めています。

また、富士通グループで運用している代行監査（複数の事業所が同じ業者に処理委託している場合、代表事業所がグループの代表として現地監査を実施）の枠組みも活用しつつ、産廃処分業者の現地監査を行い、当社から業者に委託された廃棄物が適正に処理されているか定期的に確認しています。



細かな分別 (本社・東京工場)



現地監査の様子

事業活動および環境負荷

環境パフォーマンスをバリューチェーン全体で捉えるとともに、環境に配慮した事業活動を推進しています。

[マテリアルバランス (2023年度)]

